

町民の皆様へ

佐賀県の緊急事態措置について

4月16日、新型コロナウイルス感染症における緊急事態措置を実施する区域について、佐賀県を含むすべての都道府県に拡大されました。

この決定を受け、4月20日に佐賀県が実施する緊急事態措置が次のとおり示されました。本町も、県の要請に従って感染拡大の防止に取り組んでまいります。

なお、町の決定事項として、町立学校については、5月6日（水）まで臨時休校、町が管理する施設についても、当面の間、臨時休館等の措置を実施させていただきます。

感染の拡大を防ぐ大変重要な時期ですので、皆さまお一人おひとりのご協力をお願いいたします。

令和2年4月22日

みやき町長 末安 伸之

【佐賀県の緊急事態措置】

- 1 期間 令和2年5月6日（水曜日）まで
- 2 対象区域 佐賀県全域
- 3 内容
 - (1) 外出自粛の要請
不要不急の外出を避け、基本的には家で過ごしていただくようお願いします。
 - (2) イベントの開催自粛の要請
事業者等の皆さまに対して、「三つの密」（密閉、密集、密接）のあるイベント等の開催自粛を要請します。
 - (3) 県立学校休業の要請
県教育委員会に県立学校の休業を要請しました。県内の幼稚園、小学校、中学校をはじめとする各種学校はこの措置を踏まえ、適切な対応をお願いします。
 - (4) 施設の使用停止等の要請
事業者等の皆さまに対して、店舗や遊戯施設等の施設の使用停止や制限を要請します。
なお、佐賀県の休業要請等対象者が県からの休業要請等に応じ、休業又は夜20時から朝5時までの営業を休止した場合に、事業者に支援金を交付します。

基本的に休止を要請する施設

(1) 特措法による協力要請を行う施設

R2.4.22 12時現在

施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、性風俗店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
文教施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、特別支援学校 ※但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの屋内運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等	映画館、プラネタリウム
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場等
	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く。）、ネイルサロン、スーパー銭湯、岩盤浴等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等（生け花、茶道、書道、絵画教室を除く） ※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
運動施設、遊技施設	射撃場、キャンプ場、カート場
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）等
商業施設	道の駅（物販・飲食）、ペットショップ（ペットフード売場を除く。）、ネイルサロン、エステサロン、日焼けサロン等 ※道の駅（物販・飲食）は、床面積に関わらず協力を依頼 ※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼

基本的に休止を要請しない施設

施設の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） ※営業時間の短縮については、夜 8 時から朝 5 時までの間の休業を要請（酒類の提供も同様の時間）（宅配・テイクアウトサービスは除く）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）、自家用有償旅客運送等
工場等	工場、作業場、農林水産物集出荷・加工施設等
金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署等 ※テレワークの一層の推進を要請
その他	レンタルDVD、メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※上記の施設については、下表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉、密集、密接）の防止	・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2 m 間隔の確保）
	・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）

目的	具体的な取組例
飛沫感染、 接触感染の防止	・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における 感染の防止	・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	・ 従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などの活用）、来訪者数の制限

みやき町新型コロナウイルス感染症に関連する総合相談窓口を設置しました。

- ・ 電話での相談受付 総務課 電話 0942-89-1651
- ・ 各庁舎の相談受付 住民窓口課（中原庁舎）、北茂安総合窓口課、三根総合窓口課
受付時間 平日8:30~17:15

【支援について】

特別定額給付金（仮称）事業

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、給付対象者1人につき10万円が給付される特別定額給付金（仮称）事業が実施されることとなりました。

給付等について、町が実施することとされていますが、現時点では、実施方法などを国が検討している段階でありますので、決定次第お知らせいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円を上乗せし臨時特別給付金を支給することとされていますが、現時点では、実施方法などを国が検討している段階でありますので、決定次第お知らせいたします。

保育料の一部返還 **【0歳から2歳】**

登園自粛要請期間に登園を自粛した場合は、後日保育料を日割り計算して返還となります。

問い合わせ先：子ども未来課 0942-89-4097

徴収猶予の「特例制度」（案）

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収猶予を受けることができるよう関係法案の整備が進められています。

制度概要については、税務課へお問い合わせください。

問い合わせ先：税務課 賦課徴収担当 0942-94-5636

※「新型コロナウイルス感染症」に関して、町が実施または実施予定の支援策を記載しています。今後、新たな支援や支援内容の詳細が決定された場合は、改めてお知らせいたします。

みやき町役場 総務課

0942-89-1651